

台湾からの観光客に対する査証免除を求める意見書

国においては、観光立国を実現するため、平成15年7月31日、その施策の効果的かつ総合的な推進を図る「観光立国行動計画」を策定した。その計画には、観光立国に向けた環境整備の一環として査証取得の負担の軽減が盛り込まれており、平成16年3月1日には韓国人修学旅行生に対し、同年4月1日には香港特別行政区旅券所持者及び英国海外市民旅券所持者（香港居住権者）に対し、また9月1日には中国人修学旅行生に対し、査証が免除された。また、愛知万博（愛・地球博）への外国人観光客の来訪促進と本年が日韓国交正常化40周年を記念する「日韓友情年」であることを踏まえ、韓国人に対し、平成17年3月1日から同年9月30日までの短期滞在査証が免除された。

一方、台湾に対しては、議員立法により成立した「二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律」が平成17年2月16日に公布されたことにより、ようやく同年3月11日から9月25日までの短期滞在査証の免除措置が講じられたところである。

言うまでもなく、台湾は、貿易、経済、技術、文化などのあらゆる交流面において日本との関係が深く、日本への観光客も大変多い。また、査証取得に係る負担の軽減措置を検討する際に懸念される不法残留者となる割合はアジア周辺の諸国の中では格段に低率であり、その優遇措置を最優先すべき地域の一つである。

国におかれては、台湾からの観光客を誘致し、台湾との交流を一層深めるため、台湾人観光客に対する査証免除を恒久化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月29日

和歌山県議会議長 吉井 和視

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

国土交通大臣